

令和5年5月2日

保護者の皆様

二宮町教育委員会教育長

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

日頃から町の学校教育にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

令和5年5月8日付けで、新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行することに伴い、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（文部科学省作成）」の改定が行われました。

つきましては、今後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について、次の通りとします。

○主な変更点

| 内容                     | 現状                               | 移行後（5月8日～）                       |
|------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 健康観察票の提出               | 必要                               | 不要                               |
| 濃厚接触者の特定               | あり                               | なし                               |
| 感染が確認された児童生徒に対する出席停止期間 | 発症翌日から7日間経過し、かつ、症状が軽快した後1日経過するまで | 発症翌日から5日間経過し、かつ、症状が軽快した後1日経過するまで |

※健康観察票の提出は不要ですが、引き続き、お子様の健康状態の把握に努めてください。

○その他

- ・児童生徒及び教職員に引き続きマスクの着用を求めないことを基本とします。
- ・児童生徒本人に発熱、咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養してください。その際、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することが難しいため、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限するものではありません。なお、基礎疾患等のある児童生徒など、合理的な理由により感染不安で休ませたい場合は、学校にご相談ください。
- ・同居家族に体調の優れない方がいる場合、これまでは無理をせず登校を控えるようお願いしてきましたが、令和5年5月8日（月）以降は、同居家族の体調にかかわらず、児童生徒本人の体調により登校を判断していただくようお願いします。
- ・感染流行時には、活動場面に応じて必要な対策を講じる場合があります。
- ・新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、引き続き、手洗い等、感染症拡大防止へのご協力をお願いいたします。

二宮町教育委員会教育部教育総務課  
電話：0463-75-9261（直通）